



沖縄県雇用継続助成金

事業主の皆さまへ

沖縄県では、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業主に対する**上乘せ助成**を行っています！



お知らせ

沖縄県雇用継続助成金の助成内容が変わります。

令和3年7月休業分以降について、「助成率の見直し」及び「1事業所月額上限100万円」となります。

支給対象

国（沖縄労働局長）から「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた沖縄県内の事業主

※労働者に支払った休業手当のうち、教育訓練・出向によるものは除きます。

※国の助成率が10/10の場合は上乘せ助成の対象とはなりません。

※令和3年5月休業分より国の助成率9/10が対象となっています。

助成金額

国の「雇用調整助成金」等の助成率に応じて、次の金額を支給

国 県の上乗せ 企業

対象期間を
令和3年
8月31日
まで延長！

● 緊急対応期間（令和3年 7月1日～令和3年 8月31日）

● 1事業所（雇用保険適用事業所）あたり月額上限100万円（雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の合計）

解雇等あり	助成率の区分		国の助成率	県の上乗せ助成率（助成額）	
		大企業		2/3	休業手当の 1/9 （＝ 国の支給決定額の1/6）
	特例措置の対象となる大企業※1 中小企業		4/5	休業手当の 1/15 （＝ 国の支給決定額の1/12）	
助成割合	大企業		2/3 (6/9)	国の支給決定額の1/6 1/9	2/9
	特例措置の対象となる大企業※1 中小企業		4/5 (12/15)	国の支給決定額の1/12 1/15	2/15

解雇等なし	助成率の区分		国の助成率	県の上乗せ助成率（助成額）	
		大企業		3/4	休業手当の 1/8 （＝ 国の支給決定額の1/6）
	中小企業		9/10	休業手当の 1/20 （＝ 国の支給決定額の1/18）	
	特例措置の対象となる大企業・中小企業※1		10/10	対象ではありません	
助成割合	大企業		3/4 (6/8)	国の支給決定額の1/6 1/8	1/8
	中小企業		9/10 (18/20)	国の支給決定額の1/18 1/20	1/20
	特例措置の対象となる大企業・中小企業※1		10/10		

※1 特例措置とは、次の業況特例や地域特例のことです。

・業況特例：生産指標（売上等）が直近3か月平均で前年（又は前々年）同期比30%以上減少している事業主

・地域特例：緊急事態宣言、又はまん延防止等重点措置の対象区域において県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する事業主

令和3年6月以前の助成内容は裏面をご覧ください。

沖縄県雇用継続助成金事業 問い合わせ先 ☎

※国の「雇用調整助成金」等とは異なります

事業主向け雇用支援事業事務局
（グッドジョブ相談ステーション）

TEL 098-941-2044

月曜～金曜（祝日のぞく）
9:00～17:00まで

●緊急対応期間（令和2年 4月1日～令和3年 6月30日）

解雇等あり	助成率の区分	国の助成率	県の上乗せ助成率（助成額）
	大企業	2/3	休業手当の1/6（＝国の支給決定額の1/4）
特例措置の対象となる大企業※1 中小企業	4/5	休業手当の1/10（＝国の支給決定額の1/8）	
助成割合	大企業	2/3(4/6)	国の支給決定額の1/4 1/6 1/6
	特例措置の対象となる大企業※1 中小企業	4/5(8/10)	国の支給決定額の1/8 1/10 1/10

解雇等なし	助成率の区分	国の助成率	県の上乗せ助成率（助成額）
	大企業	3/4	休業手当の1/4（＝国の支給決定額の1/3）
中小企業（原則的な措置）	9/10	休業手当の1/10（＝国の支給決定額の1/9）	
中小企業（R3.4月末まで） 特例措置の対象となる大企業・中小企業※1	10/10	対象ではありません	
助成割合	大企業	3/4	国の支給決定額の1/3 1/4
	中小企業（原則的な措置）	9/10	国の支給決定額の1/9 1/10
	中小企業（R3.4月末まで） 特例措置の対象となる大企業・中小企業※1	10/10	

申請書類

支給申請書と併せて、上乗せ助成金額の算定や助成金支給のため、下記の書類を提出してください

令和3年5月以降休業分の申請を行う際は新しい様式を県庁ホームページよりダウンロードして下さい。

- 1 沖縄県雇用継続助成金支給申請書
- 2 沖縄県雇用継続助成金 請求額算定書
- 3 (国からの) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- 4 (国へ提出した) 雇用調整助成金の支給申請書の写し
- 5 (国へ提出した) 雇用調整助成金の助成額算定書の写し
- 6 (初回申請時のみ) 債権者登録申請書
- 7 (初回申請時のみ) 口座の通帳の写し
- 8 提出書類一覧兼チェックリスト

提出期限

国の支給決定を受けた日から2カ月以内に申請して下さい。

申請書の入手方法

上記の内①、②、⑥、⑧についての入手方法です
沖縄県雇用継続助成金のHPからダウンロードできます。

沖縄県雇用継続助成金 様式

検索



申請書類の提出先

郵送の場合

【宛先】〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-20-1 カーナ旭橋A街区6階
【宛名】グッジョブ相談ステーション 沖縄県雇用継続助成金申請書在中
※郵送事故防止のため配達記録や簡易書面など配達記録が残る方法でご送付ください。

窓口の場合

【受付時間】月曜～金曜（祝日のぞく） 9:00～17:00まで
【場所】グッジョブ相談ステーション
沖縄県那覇市泉崎1-20-1 カーナ旭橋A街区6階
※直接窓口（グッジョブ相談ステーション）で提出する際には、事前にお電話でご予約をお願いします。（グッジョブ相談ステーション 098-941-2044）
※お越しの際は、公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。

事業主向け雇用支援事業事務局
（グッジョブ相談ステーション）

TEL 098-941-2044

